

保険者への

事業主の皆さまへ

事業者健診結果の提供にご協力をお願いします。

平成20年度から、保険者に対し、特定健康診査の実施が義務付けられています。受診率の全国目標は令和11年度末で70%とされています。

この受診率には、保険者が実施している特定健診のほか、事業主が行う**労働安全衛生法に基づいた事業者健診（定期健康診断）のデータ提供分も加算**されることになっています。

従業員の健康増進並びに受診率目標達成のため、事業者健診結果データの提供にご協力をお願いいたします。

健診データを
提供しても大丈夫？

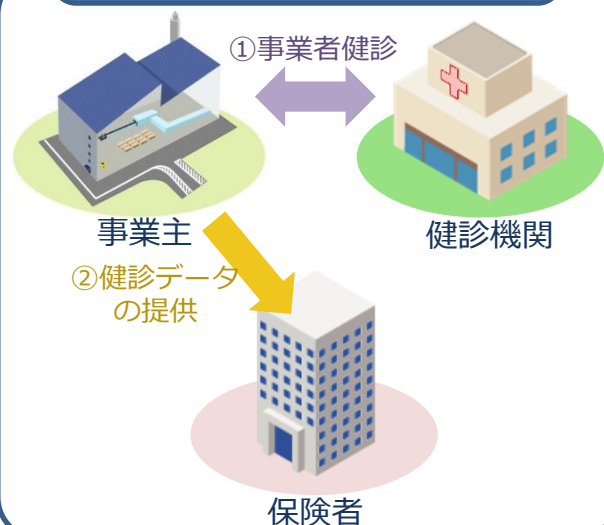
保険者への事業者健診結果データの提供は、

- 法令の定め（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）により、事業者の義務となっています。
- この場合、法令の定めによるため、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要です。
- 事業場と保険者の同意により、健診機関から直接電子ファイルで保険者に提供が可能です。

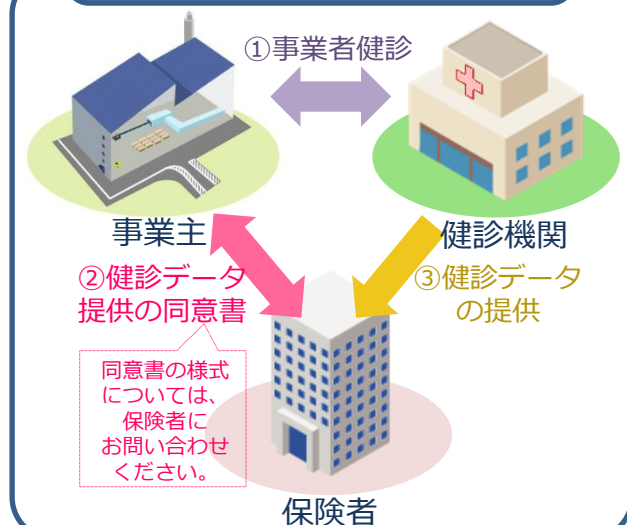
裏面もご覧ください。

事業者健診結果の提供方法は、事業主から保険者に提供する方法と、事業主と保険者が健診データの提供に関する同意書を交わすことで、健診機関から直接保険者に提供する方法の2種類があります。

事業主から提供する方法



健診機関から提供する方法



事業主から保険者への事業者健診結果データの提供は、高齢者の医療の確保に関する法律第27条により事業者の義務となっており、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意も必要なく提供できます。

【高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）】

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第27条 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 省略

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前3項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第125条第1項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

事業者健診の有所見率改善に向けてご活用ください！

- ◆事業場における保健指導は、事業場の産業医、保健師等が実施するほか、保険者が行う特定保健指導等を活用することが可能です。
- ◆さらに、事業場に産業医のいない小規模事業場では、地域産業保健センターが行う保健指導の利用も可能です。
- ◆健康管理において、これらの社会資源も活用して、保健指導等を計画的に一層実施するようお願いします。
- ◆また、各市町村が住民を対象にがん検診を実施していますので、事業場においては受診を希望する労働者がいれば、必ず受診できるよう配慮をお願いします。

【問い合わせ先】

- 健診データの提供及び特定保健指導等に関しては、加入している保険者へ
- 労働安全衛生法に基づく健康診断に関しては、高知労働局、または各労働基準監督署へ
- 地域産業保健センターが行う保健指導については、高知産業保健総合支援センターへ
- 市町村が実施するがん検診については、従業員がお住まいの市町村保健担当窓口へ

保険者への

事業者健診結果の提供にご協力をお願いします。